

# 東濃地区研修事業・訪問事業 気象警報発表時の対応

## 1 研修事業

東濃教育事務所主催の研修事業時に気象警報が発表されている場合、次のように対応する。

① 研修講座開始時刻 <u>2時間前</u> までに、 研修会場がある市の気象警報が <u>全て解除された場合</u>	⇒ 研修講座を実施
② 研修講座開始時刻 <u>2時間前</u> に、 研修会場がある市に気象警報が <u>発表されている場合</u>	⇒ 研修講座を中止、 もしくは代替研修
③ 研修者の所属している学校や園等のある市に 気象警報が発表されている場合	⇒ 所属長の指導を受け出欠を判断 (欠席の場合は、管理職から東濃教育事務所に電話連絡を入れる。)

### <留意事項>

○県における研修事業の対応は、岐阜県総合教育センターHP「気象警報発表時の対応」  
<https://www.gifu-net.ed.jp/ggec/keihoutaiou/> を参照すること。

※東濃教育事務所とは対応が違いますので、留意をお願いします。

## 2 訪問事業

東濃教育事務所主催の学校訪問時に気象警報が発表されている場合、次のように対応する。

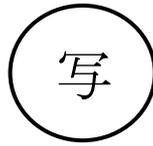
### ○指導力向上訪問、指定校等訪問、相談・研修等訪問について

・学校の希望がある場合	→ 延期して実施 (場合によっては、次学期に延期もあり)
・学校の希望がない場合、 都合がつかない場合	→ 中止

### ○推進訪問、計画・推進訪問（幼稚園・認定こども園、道徳教育）について

・期日の都合がつく場合	→ 延期して実施
・期日の都合がつかない場合	→ 事務所と相談の上、対応を決定

※いずれの場合にも、変更の期日については、相談に応じます。



東教第187号  
令和7年4月24日

各市立小・中・高等学校長様

東濃教育事務所長

落雷事故・水難事故・熱中症事故等の防止について（依頼）

このことについて、児童生徒の命を守るために、下記を参考に未然防止対策を図るようお願いいたします。

記

1 送付文書

- ・【写】落雷事故の防止について（依頼）
- ・【写】水難事故防止に係る農林水産省、国土交通省及び海上保安庁の取組について（依頼）
- ・【別紙】チラシ「水難事故に注意 自分の命は自分で守る！」
- ・【別紙】学校教育活動における熱中症予防対策について（岐阜県教育委員会）
- ・熱中症対策ガイドライン ～学校教育活動における判断と行動の目安～（令和6年5月追補版岐阜県教育委員会）
- ・熱中症予防に関するチェックリスト（環境省・文部科学省）

2 留意事項

【落雷防止】

- ・各校に情報収集担当者が確実に位置付き、必要に応じて気象情報を確認し、即座に管理職と情報共有することができる体制づくりに努めることで、事故を未然防止できるよう対応をお願いします。

【水難事故】

- ・河川等で遊ぶ時には、ライフジャケットを着用することがスタンダード（別紙チラシ参照）であることをはじめ、別添の取組を学校における指導の参考としてください。

【熱中症事故】

- ・それほど気温の高くない時期から適切な対策を講ずること、活動の場所や種類に関わらず暑さ指数に基づいて活動実施を判断すること等が大切です。「熱中症予防に関するチェックリスト」を各学校にて効果的にご活用ください。

3 その他

- ・落雷事故の防止については、令和7年4月11日付け学安第77号・体健第90号にて依頼したところです。この度、落雷事故の防止について、別添（写）のとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課及びスポーツ庁地域スポーツ課より依頼がありました。また、水難事故の防止については、別添（写）のとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課より依頼がありました。大型連休期間（ゴールデンウィーク）からは、農業用水路・河川・海等での事故の多発が懸念されると共に、熱中症事故の危険性も高まるため、これらの事故防止についての適切な対応が重要です。

東濃教育事務所 教育支援課 学校地域連携係	
担 当	生徒指導担当 加藤 望
電 話 番 号	(0573)26-1111 内線 373
F A X 番 号	(0573)26-5806
E - m a i l	kato-nozomu@pref.gifu.lg.jp

## 熱中症対策ガイドライン ～学校教育活動における判断と行動の目安～

◎各学校の実情に応じて、熱中症予防に関する情報収集・情報共有の方法や意思決定のルート等の体制を定めておくこと

令和6年5月20日改訂版

◎各学校において「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月追補版）」に収録されたチェックリストを適切かつ効果的に活用すること

岐阜県教育委員会

活動場所の 乾球温度	活動場所の WBGT	分類	管理職	学校行事等の責任者	担当者〔学級担任、教科担任、行事担当者等〕
35℃以上	危険 33℃以上	体育・スポーツ活動 (例)体育授業 部活動、球技大会、体育祭、 校外活動、合宿等	○中止 ・スポーツ活動は中止、休止、延期、内容の変更等 ・体育授業は活動場所及び内容の変更	①生徒等の健康状態の把握 ②WBGT測定器による会場の環境状態の把握	【教育活動における対応例】 ①生徒等に対して給水指示の徹底 また、涼しい場所で一定時間休憩するよう指示 ②生徒等の健康状態の確認、把握 ③WBGT測定器による会場の環境状態の確認 (WBGT測定器を用いて暑さ指数を活動前、活動中の2回以上必ず測定) ④上記②と③について、管理職又は責任者に状況を報告
		教育活動全般 (例)始業式、終業式、文化祭、 全校集会、講演会等 屋外での活動等	○原則、内容の変更又は中止を検討 (例)オンライン等による教室での実施等を指示		
	危険 31℃以上	体育・スポーツ活動 (例)体育授業 部活動、球技大会、体育祭、 校外活動、合宿等	○原則、中止を検討 ・スポーツ活動は休止、延期、内容の変更等を指示 ・体育授業は活動場所及び内容の変更等を指示	①生徒等の健康状態の把握 ②WBGT測定器による会場の環境状態の把握 ③上記について管理職に報告し、行事等の中止又は内容の変更等について協議	
		教育活動全般 (例)始業式、終業式、文化祭、 全校集会、講演会、 屋外での活動等	○原則、内容の変更又は中止を検討 (例)オンライン等による教室での実施等を指示		
31℃以上～35℃未満	嚴重警戒 28℃～31℃	体育・スポーツ活動 教育活動全般	○原則、活動時間の短縮又は中止を検討 ・環境の状態を変化させる対応を含む (例)散水等により、グラウンドの温度を下げる等を指示	①生徒等の健康状態の把握 ②WBGT測定器による会場の環境状態の把握 ③上記について管理職に報告し、行事等の活動時間の短縮等について協議	【教育活動における対応例】 ①生徒等の健康状態の確認 ②WBGT測定器による会場の環境状態の確認 (WBGT測定器を用いて暑さ指数を活動前、活動中の2回以上必ず測定) ③上記について、管理職又は責任者に状況を報告
28℃以上～31℃未満	警戒 25℃～28℃	体育・スポーツ活動 教育活動全般	○定期的な休憩を取り入れる等必要な指示	①生徒等の健康状態の把握 ②WBGT測定器による会場の環境状態の把握 ③上記について管理職に報告し、行事等での休憩の設定等について協議	<活動をする上での留意点> ⑦風通しのよい日陰やエアコンが効いている室内など休憩ができる環境の確保 ⑧生徒等の直近数日間の健康観察による状況確認、把握 ⑨生徒等の心身の状況を考慮した運動量（強度・時間）の配慮 ⑩状況に応じた休憩時間の確保 ⑪熱中症の兆候への注視 ⑫状況に応じた水分・塩分の補給 ⑬服装（軽装）・装具への配慮
28℃未満	注意 21℃～25℃	体育・スポーツ活動 教育活動全般	○状況把握に努め適宜必要な指示	①生徒等の健康状態の把握 ②WBGT測定器による会場の環境状態の把握 ③上記について管理職に報告	

※熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）、熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）発表時の学校対応については【別添】を参照

※教育活動全般への対応は、WBGT31℃以上の対応に準じて行う

※部活動における各種大会への参加については、大会主催者の指示に従うこと

「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」 「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」 発表時における学校対応例

**【前日】熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）、熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）**

○熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）：翌日の岐阜県の情報提供地点23地点全てのWBGTが35℃以上と予測される場合、前日14：00に発表

○熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）：翌日の岐阜県の情報提供地点23地点いずれかのWBGTが33℃以上と予想される場合、前日17:00発表

[学校対応例]

- ①熱中症予防情報サイト（環境省）にて、翌日の熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）、熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）が発表されているか確認
- ②管理職を中心に翌日の体育・スポーツ活動等の中止（延期、活動時間、活動場所、内容の変更等を含む）及び対応方針を検討
- ③内容の変更等がある場合は必要に応じて予め、児童・生徒、保護者、関係者へ連絡

**【当日】熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された翌日、熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）**

○熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）：岐阜県の情報提供地点23地点全てのWBGTが35℃以上と予測されると前日14：00に発表されていた場合

○熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）：岐阜県の情報提供地点23地点いずれかのWBGTが33℃以上と予想される場合、当日5:00発表

[学校対応例]

- ①熱中症予防情報サイト（環境省）にて、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）、熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）が発表されているか確認
- ②管理職を中心に体育・スポーツ活動等の中止（延期、活動時間、活動場所、内容の変更等を含む）及び対応方針を検討、確認
- ③内容の変更等がある場合は必要に応じて、児童・生徒、保護者、関係者へ連絡
- ④熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）が発表されても活動場所の暑さ指数（WBGT）は環境によって大きく異なるため、担当の教職員は、活動前、活動中の2回以上必ずWBGT測定器を用いて暑さ指数（WBGT）を測定

※活動場所の暑さ指数（WBGT）が33℃以上の場合は、体育・スポーツ活動は中止



東教第657号  
令和7年7月28日

各市立園・小・中・高等学校長

東濃教育事務所長

### 水難事故防止について（依頼）

このたび、可児市の木曾川で川遊びをしていた男子中学生が亡くなる、大変痛ましい事故が起きました。

つきましては、下記事項について、夏季休業中ではありますが、児童生徒及び保護者に対して、改めて「保護者メール」等にて指導及び啓発をお願いします。

#### 記

- 1 園児児童生徒及び保護者に対する水難事故防止に関する指導事項  
「河川等で遊ぶ時には、ライフジャケットを着用すること」



※ライフジャケットをつけずに河川等で遊ばない。

[https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/life/444808\\_2543757\\_misc.pdf](https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/life/444808_2543757_misc.pdf)

- (1) 当日の天気の確認と服装（ライフジャケットの着用）や履物を点検する。
- (2) 一人で泳いだり、子どもたちだけで泳ぎに行ったりしない。
- (3) 疲れている時は、無理をせず休憩する。
- (4) 上流や下流の様子を確認し、危険な場所に入らないようにする。
- (5) 流れのはげしい所や深そうな場所など、川岸や川底の様子にも注意する。
- (6) 雨の後で増水しているときには川に入らない。
- (7) 看板や逃げ道を確認する。
- (8) 空が急に暗くなったり、雷が鳴ったりしたらすぐに川から出る。橋の下で雨宿りをしない。

#### 2 その他

- ・水難事故防止については、これまでに令和7年4月24日付け東教第187号「落雷事故・水難事故・熱中症事故等の防止について（依頼）」及び、令和7年7月22日付け東教第638号「水難事故防止のためのリーフレットについて（依頼）」にて依頼しております。ご確認ください。

東濃教育事務所 教育支援課 学校地域連携係	
担 当	生徒指導担当 加藤 望
電話番号	(0573)26-1111 内線 373
E-mail	kato-nozomu@pref.gifu.lg.jp

## 学校事故等の報告要領

学校安全課

本書は、令和7年度版です。  
令和8年度は様式変更する可能性があります。(例年5月頃発出)

### 【学校の対応】

#### (1) 報告しなければならない事故

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 死亡事故、死亡のおそれのある事故</li> <li>○ 傷害の程度の重い事故（概ね骨折以上）</li> <li>○ 頭部の事故、頭部の打撲や目や歯に関わるもの</li> <li>○ 損害賠償責任が発生する（安全配慮義務違反）おそれがある事故</li> <li>○ 本人・相手が救急搬送されたもの（「加害」となった場合も含む）</li> <li>○ 学校管理下（部活動を含む）の熱中症による救急搬送</li> <li>○ 学校管理下のアレルギー症状（疑いを含む）※<u>体育健康課へ報告をお願いします。</u></li> <li>○ AED使用時</li> <li>○ その他 校長が報告を必要と認める事故</li> </ul>
--

#### (2) 報告の手順

①第一報	事故後すみやかに、別紙【様式1-1】（熱中症は【様式1-2】）を、市町村(組合)教育委員会へ、電子メールで送信し、電話で確認する。 「1 報告種別」の「□第1報」の□を■または☑とし、表面に必要事項を記入する。	○「電子メールで送信してから電話連絡」を原則とする。 ※ただし、命に係わる重大事故や、やむなく校外から第一報を電話連絡する場合などは、この限りでない。 ○事故の状況等については、事実のみを具体的に記載することとし、推測や憶測を記載しないこと。
②続報（追記）	必要に応じ、新しい情報を第一報に書き加え、電子メールで提出する。 「1 報告種別」の「□続報第 報」を報告回数に応じ、「■続報 第〇報」または「☑ 続報第〇報」と記入すること。	○けがの程度によって、関係者から「命に別状なし」と伝えられることが多いが、それが <u>医師の判断であるかどうか</u> を必ず確認すること。
③基本調査実施報告	設置者より基本調査実施の指示があった場合は、【様式1-1】に、②以降に判明した事実を追記し、裏面の基本調査実施報告書を記入した上で、市町村(組合)教育委員会に提出する。 【様式1-1】の「1 報告種別」の「□基本調査実施報告」の□を■または☑とすること。	○基本調査については、被害児童生徒の保護者の意向も踏まえ、特別な事情がない場合は調査を実施することを前提とする。 ○基本調査の対象は以下の通り。 (1)全ての学校管理下（登下校中を含む）において発生した死亡事故 (2)治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等※重篤な事故 ※意識不明（人工呼吸器装着、ICUでの治療等）、身体の欠損（歯を含む）、身体機能の喪失を伴う事故
④重大事故報告書	命に関わる重大事故については、事故の発生状況から、学校の対応等、全般についてまとめ、市町村(組合)教育委員会へ電子メールで提出する。	○様式は任意とし、各市町村(組合)教育委員会の管理規則に沿ったものとする。 ○公立幼稚園等、特定教育・保育施設は、死亡事故や重大事故について「特定教育・保育施設等 事故報告様式」に沿って報告すること。
⑤死亡報告書	事案発生後、詳細を別紙【様式2】にまとめ、市町村(組合)教育委員会へメールで提出する。	○「電子メールで送信してから電話連絡」を原則とする。

#### (3) 報告の流れについて

①校長発 → 市町村(組合)教育委員会教育長 ・所定の様式（重大事故は任意）を、電子メールで提出する。
②市町村(組合)教育委員会教育長発 → 教育事務所長 ・鑑文と共に、学校長から提出された報告書を送付する。
③教育事務所長発 → 学校安全課長 ・鑑文と共に、学校長及び市町村(組合)教育委員会から提出された報告書を送付する。

## 【市町村(組合)教育委員会及び教育事務所の対応】

- 市町村(組合)教育委員会は、学校長(担当者)から事故報告を受けた場合、すみやかに第一報を教育事務所へ電子メールで提出し、確認の電話連絡をする。ただし、命に関わるような重大事故については、報告様式の提出を待たず、現在つかんでいる状況を直ちに報告する。
- 教育事務所は、市町村(組合)教育委員会からの報告を受けた場合、すみやかに学校安全課へ電子メールで提出し、確認の電話連絡をする。ただし、命に関わるような重大事故については、報告様式の提出を待たず、現在つかんでいる状況を直ちに報告する。
- 事故の状況やけがの内容・程度、処置の状況等が判明するまで、かつ、児童生徒の容体が落ち着くまでは、随時学校と連絡を取り合い、教育事務所を通じて、学校安全課へ報告する。  
※アレルギー症状(疑いを含む)による事案では、再発防止・未然防止等の対策に生かすために、管理指導表の写し(個人名を伏せて)の提出をお願いすることがあります。提出にあたっては、保護者の同意を得る等、配慮をお願いします。
- 市町村(組合)教育委員会は事故の状況やけがの内容によって、日本スポーツ振興センター名古屋支所へ連絡・相談する。
- 市町村(組合)教育委員会は、基本調査実施報告書の内容や学校への聞き取り等の結果を踏まえ、詳細調査への移行について判断を行い、基本調査実施報告書の「9 詳細調査への移行の有無」欄に移行の有無を記入し、教育事務所に提出をする。詳細調査への移行をしない場合は、その理由についても明記すること。
- 教育事務所は基本調査実施報告書の内容を確認し、不明な点や調査が不足している点について、市町村(組合)教育委員会に確認をした上で、学校安全課まで報告書を提出すること。
- 市町村(組合)教育委員会は、学校において発生した事故(登下校時、スクールバスの事故を含む)について、報道への情報提供を行う場合は、情報提供前に教育事務所にその旨を報告すること。教育事務所は連絡を受けた際には速やかに学校安全課まで報告をすること。



【基本調査実施報告（事故の再発防止に資する要因分析）】※2・3は該当する場合のみ記入。

1	事故防止のための事前の安全管理、研修、安全教育の実施 発生した事故等に係る危機管理マニュアル等への記載（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）※有の場合は具体的な内容を記入 <b>本書は、令和7年度版です。 令和8年度は様式変更する可能性があります。（例年5月頃発出）</b>
	事故予防に関する教職員研修等の実施（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）※有の場合は具体的な内容を記入
	児童生徒等に対する安全教育の実施（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）※有の場合は具体的な内容を記入
	改善策（事故の原因等を踏まえ、具体的な方策を検討し記入すること）
2	使用する施設や器具の安全確認 使用前の安全点検（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）※有の場合は具体的な内容を記入
	改善策（事故の原因等を踏まえ、具体的な方策を検討し記入すること）
3	事故発生時の温度や湿度、照明などの環境の確認 環境面の安全確認（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）※有の場合は具体的な内容を記入
	改善策（事故の原因等を踏まえ、具体的な方策を検討し記入すること）
4	被害児童生徒を指導していた教員等の対応 指導スタッフの対応（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）※有の場合は具体的な内容を記入
	改善策（事故の原因等を踏まえ、具体的な方策を検討し記入すること）
5	被害児童生徒の健康状態等の把握（被害児童生徒以外の児童生徒の状況等含む） 被害児童生徒等の健康状態等の把握（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）※有の場合は具体的な内容を記入
	改善策（事故の原因等を踏まえ、具体的な方策を検討し記入すること）
6	事故に対する学校側の指導体制、指導方法、安全管理 事故に対する指導体制等の安全管理（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）※有の場合は具体的な内容を記入
	改善策（事故の原因等を踏まえ、具体的な方策を検討し記入すること）
7	保護者への説明等 <input type="checkbox"/> 保護者への説明（ 月 日（ ） 実施） <input type="checkbox"/> 保護者説明会（ 月 日（ ） 実施） <input type="checkbox"/> 無
8	改善策の公表に関する保護者の同意（公表の対象は校種、事故概要、改善策。学校名、氏名等の個人が特定されるものは公表の対象外） <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
9	詳細調査への移行の有無（※設置者記入欄） <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 （移行しない理由）

児童生徒の熱中症に関する報告書

年 月 日

報告要領は、令和7年度のもので、  
令和8年度の様式は変更になることがあります。  
(例年5月頃発出されます。)

学 校 名・報告者名 \_\_\_\_\_  
市町村名・報告者名 \_\_\_\_\_  
事務所名・報告者名 \_\_\_\_\_

1. 発生日時		令和 年 月 日 ( ) 時 分					
2. 学 校 名		校 長 名					
3. 氏 名 <small>ふりがな</small>		( ) 年 <input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女 ※高等学校 ( ) 科 ※特別支援学校 <input type="checkbox"/> 小学部 <input type="checkbox"/> 中学部 <input type="checkbox"/> 高等部					
4. 健康状態		<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 ( ) <input type="checkbox"/> 不明			活動時のマスクの着用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
5. ※傷病程度		<input type="checkbox"/> 最重症 <input type="checkbox"/> 重症 <input type="checkbox"/> 中等症 <input type="checkbox"/> 軽症 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
6. 発生状況等	時間	<input type="checkbox"/> 登下校			<input type="checkbox"/> 授業 (教科名 )		
	場所	<input type="checkbox"/> 部活動 (部活名 )			<input type="checkbox"/> 行事等 (行事名 )		
		<input type="checkbox"/> 休憩時間			<input type="checkbox"/> その他 ( )		
環境	気温	℃	湿度	%	WBGT	℃	
7. 救急搬送		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 時刻: 時 分			搬送先: _____ 通報者: _____ 帯同者: _____		
8. 保護者連絡		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未 ( 予定日時: )					
9. 発生状況等		※時刻や対応、対応者、報告書作成時点の児童生徒の容体（健康状態）等を明記すること。					
【市町村（組合）教育委員会が回答】							
報道への情報提供 <input type="checkbox"/> 行わない <input type="checkbox"/> 行う (行う場合、早急に教育事務所へ連絡すること)							

※傷病程度は医師の診断による症状を記入。複数の生徒を記載する場合は、3～5について記載した別紙を添付してもよい。

【裏面についても必ず記入】

以下は、熱中症予防のため、学校の対応を見直し、日常的に措置を講ずる必要があるものを再確認するものです。

<p>10. 熱中症予防のための学校対応（当てはまるものに☑または■）</p> <p><input type="checkbox"/> 暑熱環境での活動の中止、内容や活動場所変更の判断と伝達方法を策定し、教職員間で共有している。</p> <p><input type="checkbox"/> 熱中症発生時（疑い含む）に、躊躇なく救急要請や全身冷却、AED使用等ができる体制を整備している。</p> <p><input type="checkbox"/> 教職員への熱中症予防の研修を実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 体調が不調の児童生徒が、ためらうことなく教職員に申し出ることができる雰囲気が形成されている。</p>
<p>11. 今回の活動において講じていた熱中症対策（当てはまるものに☑または■）</p> <p>(1) 活動環境の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 活動開始前にWBGTを測定した。</p> <p><input type="checkbox"/> 活動中にWBGTを測定した。（測定回数 ____回）</p> <p><input type="checkbox"/> WBGTを基に活動内容や場所、実施時間等の変更を行った。 （変更前： _____ 変更後： _____）</p> <p><input type="checkbox"/> こまめな換気や打ち水、テントや遮光カーテン、すだれの使用等、気温が上がりにくい環境を確保した。</p> <p><input type="checkbox"/> 扇風機やエアコン等を使った湿度調整を行った。</p> <p>(2) 児童生徒に対する指導</p> <p><input type="checkbox"/> 活動開始前に体調不良を訴える児童生徒の把握を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 通気性の良い、吸湿・速乾の衣服の着用を促すなどの指導を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> マスクの着用について、熱中症事故の防止に留意した指導を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 日射を避けるため、日傘使用や帽子着用の励行などの指導を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 保冷剤、氷、冷たいタオル等による体の冷却の指示や時間を確保した。</p> <p><input type="checkbox"/> 活動時のこまめな休憩の指示や時間を確保した。</p> <p><input type="checkbox"/> 活動時とその前後でのこまめな水分補給の指示や時間を確保した。</p> <p><input type="checkbox"/> 活動後のクールダウンの時間を十分に確保した。</p> <p><input type="checkbox"/> （登下校時等のみ）できるだけ単独行動を短時間にするような指導をした。</p> <p>(3) その他講じた措置、実施した指導がある場合は、以下に記入すること。 ( _____ )</p>
<p>12. 今回の活動を実施すると判断した理由</p>
<p>13. 今後、学校として講じる対策</p>
<p>14. 保護者への対応及び保護者の反応</p>
<p>15. その他特記事項</p>

◇注意事項

- ※1 熱中症を把握した時点で速やかに第一報を提出すること（手書でもよいがPDFで提出すること）
- ※2 重大事故に発展した場合は、後日、時系列にまとめ、報告書（任意様式）を提出すること

## 学校施設・設備等における災害等の報告要領 教育財務課

本書は、令和7年度版です。  
令和8年度は様式変更する可能性があります。（例年5月頃発出）

### 【対象となる事案】

#### （1）報告対象となる事案

災害等に伴う学校及び関連施設の被害

※ 補助事業対象の有無に関わらない（ただし、復旧に要する経費が1校あたり概ね40万円を超える事案を目安とする）

#### （2）参考規定等

○災害復旧事業の迅速な実施について

（平成16年10月20日16施企第21号 文部科学省大臣官房文教施設企画部  
施設企画課長通知）

### 【学校の対応】

#### （1）報告の手順

手 順	方 法	様式等
① 報告	事案発生後速やかに、その時点で判明している状況について、各市町村の定めにより、市町村教育委員会へ報告する。	<b>【様式3】学校施設・設備被害報告書（速報）</b> ※様式は各市町村の定めによるが、参考までに、市町村教育委員会から県教育事務所への様式を示す。

※羽島郡二町教育委員会の管内学校は、町の学校施設主管課とも調整する。

### 【市町村教育委員会等の対応】

- 市町村教育委員会等（学校施設主管課）は、災害発生時に、被害状況をとりまとめ、別紙様式3「学校施設・設備被害報告書（速報）」により教育事務所及び教育財務課まで、電子メールまたはFAXで報告し、確認の電話をする。
- 補助事業対象の有無に関わらず報告することとし、1校1行で作成する。（被害が多い場合は、行の高さを広げて記入する。）
- 本様式は、文部科学省の災害復旧事業『被害金額報告書（速報）』を兼ねており、報告があった内容を県から文部科学省へ報告するものである。
- 対応に当たっては、関係者と調整のうえ、学校施設主管課を通じて報告する。

### 【教育事務所の対応】

- 教育事務所は、災害発生時に、各市町村教育委員会からの報告が届くので、情報共有願いたい。  
※市町村教育委員会等は、同時に教育財務課へ報告するため、教育事務所から教育財務課への報告は不要とする。



## 感染症・食中毒の報告要領

体育健康課

### 【学校の対応】

分類	要 領	方 法	報 告 先
1 感染症  (1)感染症 による 出席停止	「結核」「麻しん」「風しん」「腸管出血性大腸菌感染症」「 <b>新型インフルエンザ</b> 」の場合 ①速やかに所管の保健所及び教育委員会へ電話で報告する。 ②「学校等欠席者感染症情報システム」に入力する。	①電話連絡 ②「学校等欠席者感染症情報収集システム」に入力	○所管の保健所 ○市町村教育委員会
	上記以外で命に関わる重篤な症状を呈する場合や感染拡大が疑われる場合 ①速やかに所管の教育委員会へ電話にて報告する。学校または教育委員会は、所管の保健所に報告する。 ②「学校等欠席者感染症情報システム」に入力する。	①電話連絡 ②「学校等欠席者感染症情報収集システム」に入力	○所管の保健所 ○市町村教育委員会
	※教育委員会の要請に応じて、【様式4】、【様式6】にその時点で判明している状況を記入し、報告する。	○電子メールにて送信するとともに電話で連絡	○所管の保健所 ○市町村教育委員会
(2)感染症 による 臨時休業	学校等において予防すべき感染症により、臨時に学校の全部または一部の休業を行う場合 ①学校医と相談した上で、休業対象や期間等を決める。 ・学校の全部を臨時休業する場合は、休業期間と有症者の状況等を所管の保健所及び所管の教育委員会へ電話にて報告をする。 ②「学校等欠席者感染症情報システム」に入力する。 ※登校後に早退となった日は、閉鎖期間に含めない。	①電話連絡 ②「学校等欠席者感染症情報収集システム」に入力	○所管の保健所 ○市町村教育委員会
	※教育委員会の要請に応じて、【様式4】、【様式6】にその時点で判明している状況を記入し、報告する。	○電子メールにて送信するとともに電話で確認	○所管の保健所 ○市町村教育委員会
2 食中毒	食中毒が発生した場合 ○速やかに学校医及び所管の教育委員会へ電話連絡するとともに、【様式4】にその時点で判明している状況を記入し、教育委員会へ報告する。教育委員会は、連絡受領後速やかに所管の保健所に連絡する。	○電子メールにて送信するとともに電話で確認	○市町村教育委員会
	※教育委員会の要請に応じて、【様式5】に状況を記入し、報告する。	○電子メールにて送信するとともに電話で確認	○所管の保健所 ○市町村教育委員会

- 「学校等欠席者感染症情報システム」への入力は、原則として午前11時30分までに行う。
- 教育委員会の要請に応じて、状況が落ち着くまでは、新しい情報を各様式に書き加えたり、市町村教育委員会へ電話にて報告したりする。

### 【市町村教育委員会及び教育事務所の対応】

- 市町村教育委員会は、学校から感染症・食中毒・異物混入等の報告を受けた場合、第一報を教育事務所に電話をする。特に命に関わる重篤な症状を呈する場合や感染拡大が疑われる場合は、学校等に対して【様式4】、【様式5】、【様式6】により報告するよう要請する。  
※インフルエンザ様症状及び新型コロナウイルス様症状による学級・学年閉鎖については、教育事務所への報告を必要としない。ただし、命に関わる重篤な症状を呈する場合や、学校の全部を臨時休業する場合は、把握している状況を速やかに電話にて報告する。
- 市町村教育委員会は、状況が落ち着くまでは随時状況把握に努め、教育事務所を通じて、体育健康課へ報告する。
- 教育事務所は、市町村教育委員会からの報告を受け、体育健康課に電話にて報告する。また、保健所に対しても、内容の確認をする。特に、命に関わる重篤な症状を呈する場合や感染拡大が疑われる場合は、現在把握している状況を速やかに電話にて報告をする。

## 学校給食における異物混入発生の報告要領

体育健康課

### 【対象となる事案】

#### (1) 「市町村教育委員会」へ報告及び「保健所」へ報告対象となる事案

原材料や調理過程における混入が疑われるもののうち

##### ○健康被害発生のおそれがある異物

(参考例)

- ・『硬質異物』プラスチック片、ガラス片、金属片、石、骨等
- ・衛生害虫（ハエ、ゴキブリ、クモ等）
- ・昆虫類（クロバネキノコバエ等）が複数の場合
- ・ネズミ及びその糞等
- ・変色・異味・異臭等健康被害が生じるおそれがあるもの

※ 報道機関に情報提供を行う場合は、市町村教育委員会から教育事務所を通じて体育健康課へ事前に報告するとともに、市町村教育委員会から直接、保健所にも事前に報告すること。

#### (2) 「市町村教育委員会」へ報告対象となる事案

※教育事務所及び保健所への報告は不要<sup>※1</sup>。

原材料や調理過程における混入が疑われるもののうち

##### ○健康被害の発生のおそれが低い異物<sup>※1</sup>

(参考例)

- ・『軟質異物』毛髪、繊維片、食品包材の切れ端（ビニール）等
- ・食物の皮
- ・食材に付着していた虫等健康被害が生じるおそれが低いもの

※1 上記の混入物の例示は、目安であり、実際の対応は、種類や大きさ、量（複数や被害拡大の可能性のある場合）、頻度などにより異なるため、健康被害が生じるおそれが低い異物においても、混入の量が非常に多い等の場合は、保健所へ報告を行う。(必要に応じて、市町村教育委員会の報告要領に従い対応する。)

### 【学校の対応】

#### (1) 報告書【様式5】の提出

健康被害の有無・状況		市町村立学校(園)	保健所への連絡
健康被害	あり	提出	必要(必須)
	発生のおそれあり(危険物の混入)	提出	必要(必須)
	発生のおそれ低い(非危険物の混入)	提出 (市町村教委止め)	原則不要 ※1参照

## (2) 報告の手順

要 領	方 法	報 告 先
○学校及び給食センターは速やかに、所管の教育委員会へ電話連絡するとともに、【様式5】にその時点で判明している状況を記入し、所管の教育委員会へ報告する。	○電子メールにて送信するとともに電話で電子メールの受信を確認	○市町村教育委員会

## (3) 報告書と合わせて提出するもの

- 異物を撮影した写真
- 献立表（献立と使用食材一覧）  
※画像がずれないように PDF で送ること
- 保護者への文書（発出の場合）
- 報道発表の資料（発表の場合）

## 【市町村教育委員会の対応】

- 学校から異物混入の報告を受けた場合、第一報を教育事務所に電話をする。被害状況をとりまとめ、【様式5】学校給食における異物混入等発生 第一報報告書により教育事務所まで、電子メールで報告し、電子メール受信確認の電話をする。
- 健康被害の有無や状況を確認し、「健康被害あり／健康被害発生のおそれあり」の場合、保健所に連絡をする。
- 時系列でメモを残す。
- 報道発表対応を確認し、発表する場合は事前に保健所及び教育事務所に報告する。
- 当日、翌日の当該児童生徒及び他の児童生徒の健康状態や保護者の様子を把握する。
- 状況が落ち着くまでは随時状況把握に努め、教育事務所を通じて、体育健康課へ報告する。

## 【教育事務所の対応】

- 各市町村教育委員会からの第一報報告を受け、事案概要を体育健康課に電話にて報告する。
  - 【事案概要】
  - ・健康被害の有無
  - ・異物の形状状況（種類、混入場所、数量、大きさ等）
  - ・混入時の状況  
異物混入の原因の把握（または調査中か）  
児童生徒は食べたか、食べているときに発見か、配膳中か  
当該児童生徒の給食対応（交換し提供した等）
  - ・混入後の状況  
給食は継続したか、喫食中止したか  
（その他の児童生徒（学級）は食べたか）
- 報道機関への提供を決定した場合は、体育健康課に事前に連絡する。

【様式 4】

報告要領は、令和7年度のものです。  
令和8年度の様式は変更になることがあります。（例年5月頃発出されま

**学校において予防すべき感染症・食中毒 第一報報告書**

学 校 名・報告者名 \_\_\_\_\_ .  
市町村名・報告者名 \_\_\_\_\_ .  
事務所名・報告者名 \_\_\_\_\_ .

報告日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分				
学 校 名					
感染症名等					
主な症状等	発熱・下痢・腹痛・吐気・嘔吐・悪寒・頭痛・咽頭熱・ 関節痛・倦怠感・鼻水・その他 ( )				
有 症 者 の 症 状					
年 組	在 籍 人 数	状 況 (人)			備 考
		欠 席 者	有症状の欠席者	有症状の出席者	
感染症・食中毒 発生の経緯及び 対応等		□保健所への報告（あり・なし）			

◇注意事項

1. 本書による報告とともに、感染症の場合は、「感染症情報収集システム」に入力すること
2. 学校や有症者の状況等が安定するまで、続報を提出すること
3. 体育健康課へFAXまたは電子メールで送信した後、確認の電話連絡をすること

電話：058-272-8768 FAX：058-278-3542 電子メール：c17769@pref.gifu.lg.jp

報告要領は、令和7年度のもので。

令和8年度の様式は変更になることがあります。(例年5月頃発出されます。)

<市町村立幼・小・中・義・高・特>

## 【様式5】 学校給食における異物混入等発生 第一報報告書

学校（園）・報告者名 \_\_\_\_\_

市町村名 ・ 報告者名 \_\_\_\_\_

事務所名 ・ 報告者名 \_\_\_\_\_

学校（園）		
混入異物・被害状況	発見日時	令和____年____月____日（____） ____時____分（喫食開始時刻____時____分頃）
	混入異物	形状・材質 大きさ 個 数
	混入食品	○混入していた献立名（____） ○配膳前（食缶の中）・配膳後（盛り付けた食器）
	健康被害	無 ・ 有 → 人数（____人） 症状等（____）
発見時の状況	発見場所及び状況	○教室（____年____組）・職員室・校長室・調理場・ その他（____） ○発見時の状況
対応状況	○喫食停止の指示	無 ・ 有 →（停止した範囲）
	○代替品の提供	無 ・ 有 →（提供したもの）
	○保健所への連絡	無 ・ 有 → ____時 ____分
	○保護者への文書	無 ・ 有
	○報道発表	無 ・ 有
	○その他（他校の状況等）	

- 1 献立表及び異物を撮影した写真を別途提出すること。※撮影後は異物を保管すること。
- 2 学校や有症者（健康被害）の状況が安定するまでは、続報を提出すること。
- 3 各市町村教育委員会へ**第一報**を電話で報告し**電子メールで送信した後、電子メール受信確認**の電話連絡をすること。



## 消費者事故等の例

教育総務課

◆平成21年9月1日付け文部科学省大臣官房総務課事務連絡

【別紙 文部科学省へ通知いただく消費者事故等の例】

- 消費者安全法第2条第6項各号、第12条第1項に掲げる生命・身体に関する重大事故等の例

学校に設置されている天窓において、児童生徒等の不適切な方法による使用や、防護柵の設置等の安全対策の不備等により、児童生徒等が転落し死亡などの重大な結果を招いた事例。

<補足>

死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を負う消費者事故等については重大事故等として直ちに通知いただく必要があります。

- 消費者安全法第2条第5項第1号及び第2号、第12条第2項に掲げる生命・身体に関する重大事故等の例

学校に設置されている遊具において、児童等が通常の使用方法により使用していたにもかかわらず、当該遊具の構造の欠陥等により発生した事故であり、例えば当該事故が発生した遊具と同一様式の遊具が広範な地域で使用されているなど被害拡大が懸念される事例。

<補足>

重大事故等ではない生命・身体に関する消費者事故等についても、被害が拡大したり、類似の消費者事故等が発生するおそれのある場合は通知いただく必要があります。

- 消費者安全法第2条第5項第3号、第12条第2項に掲げる財産に関する消費者事故等の例

学校の学生募集のパンフレットには取得可能とうたわれていた資格が、実際には取得が不可能であり、資格取得のために授業料を支払った学生に損失を与える事件が相次いだ事例。

<補足>

財産被害を発生させるおそれがある取引や表示に関する事案についても消費者事故等にあたります。被害が拡大したり、類似の消費者事故等が発生するおそれのある場合には通知いただく必要があります。

※ 学校給食における食中毒については、既に「学校給食衛生管理基準の施行について(21文科ス第6010号 H21・4・1付 文部科学省スポーツ・青少年局長通知)」によって報告を依頼しているため、本事務連絡に基づく通知を重ねてする必要はありません。

本書は、令和7年度版です。  
令和8年度は様式変更する可能性があります。（例年5月頃発出）

令和 年 月 日

〇〇市教育委員会教育長 様

〇〇立〇〇学校  
校長 〇〇 〇〇

児童生徒の死亡（病死等）に関する報告

下記の事案について、以下のとおり報告します。

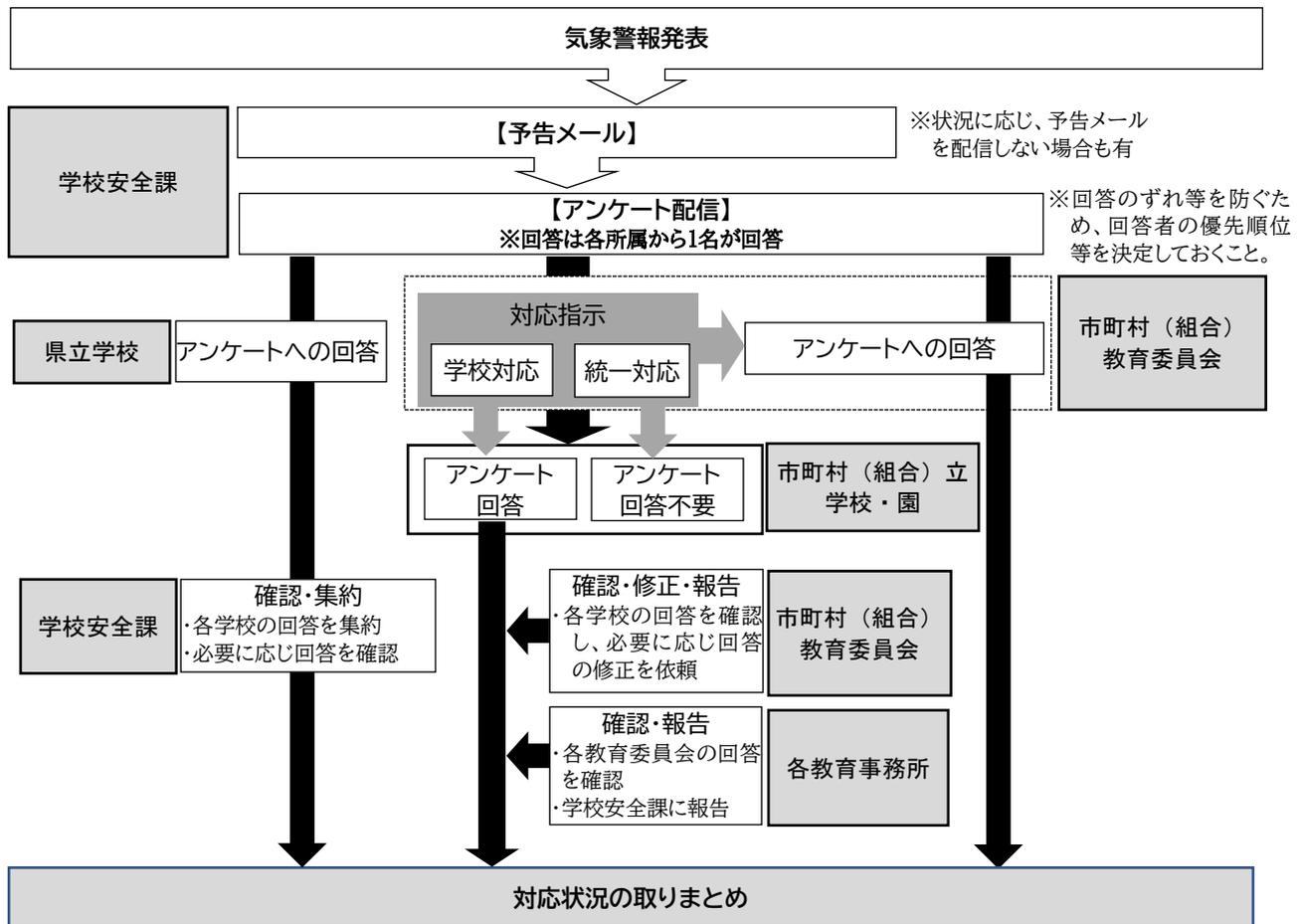
記

- 1 報告者 〇〇 〇〇
- 2 報告日時 令和〇年〇月〇日（〇） 〇時〇分
- 3 詳細情報
  - ①〇年生
  - ②氏 名 〇〇 〇〇 （性別）
  - ③死亡日時 令和〇年〇月〇日 〇時〇分頃
  - ④死 因 病死（病名：〇〇）
    - ※長期入院中：令和〇年〇月頃～
    - ※〇年生入学時より
  - ⑤死亡場所 〇〇病院

4 概要等

本資料については、令和8年度は変更になることがあります。

## 気象警報発表時のアンケート回答の流れ



### アンケート回答の報告について

- ・教育事務所・各市教育委員会は、各管内の全ての学校・幼稚園の回答結果を把握可能。
- ・複数回答により対応にずれがある学校、未回答の学校についての確認を把握、報告を行う。

#### ○各教育事務所

- ・各教育委員会との間の報告の方法については、両者で協議をし、決定すること。
- ・対応のずれ、未回答の学校・園について、市町村（組合）教育委員会より確認した結果を学校安全課へ電話にて報告
- 午前6：30以前に警報が発表されている場合は、9：20を第一報の報告の目安とする。
- それ以外の時間帯での警報発表については、都度指示を行う。
- ・警報発表の状況等によっては学校安全課から問合せを行う場合がある。
- ・19：00以降の警報発表の場合は、定時制課程の帰宅確認、引き渡し完了報告を学校安全課に電話にて行うこと。

#### ○各市教育委員会

- ・複数名の回答による対応のずれ、未回答が見られる学校について該当学校・幼稚園に確認をし、アンケート回答の修正を依頼する。
- ・対応に変更があった学校について教育事務所に報告を行う。
- ・警報対応の発表について市教育委員会にて一括で対応する場合は、必ず事務所・教育委員会用アンケートへの回答を代表者が行うこと。
- ・対応を指示する場合の連絡方法については、各教育委員会と学校間で決定すること。
- ・19：00以降の警報発表の場合は、定時制課程の帰宅確認、引き渡し完了報告を教育事務所に電話にて行うこと。

#### ○各学校

- ・アンケートへの回答は1名が代表して回答をすること。
- ・対応に変更が生じた場合は、原則として一度目のアンケートに回答した者が自身の回答を修正すること。

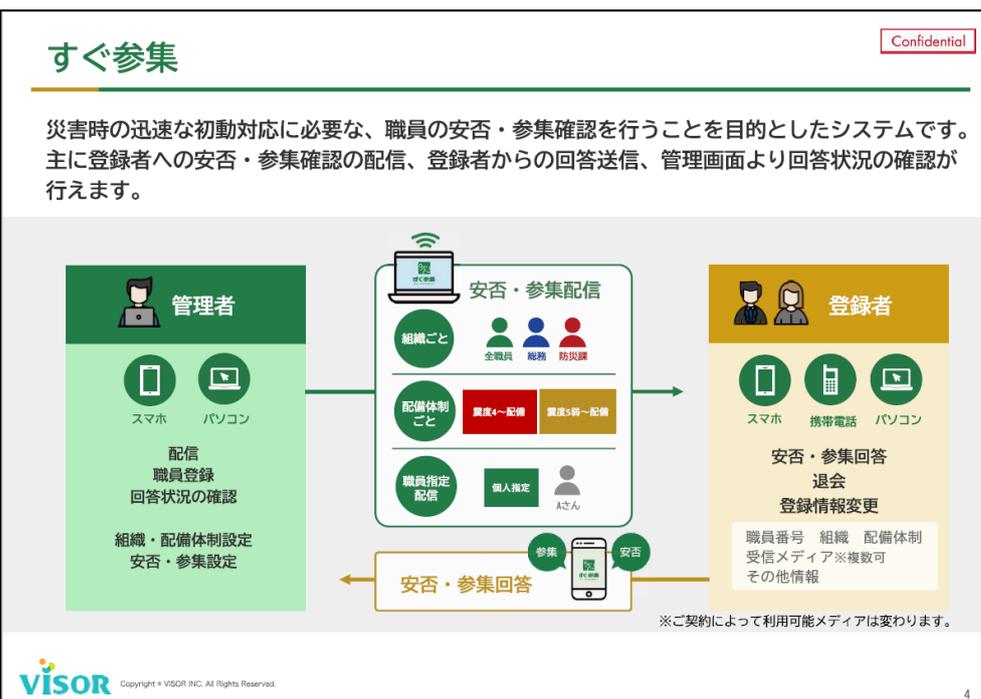
# すぐメール Plus+:職員参集(旧名称「すぐ参集」…R8.3.10 から名称変更)

**概要** 災害時の迅速な初動対応に必要な、職員の安否・参集確認を行うことを目的としたシステムです。主に登録者への安否・参集確認の配信、登録者からの回答送信、管理画面により回答状況の確認が行えます。

※「登録者」＝市教育委員会及び公立幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校を指します。

※新年度に、市教育委員会・各園・学校に登録用のID及びパスワード、並びに登録手順をお知らせします。その後、担当者のメールアドレスの登録をする流れとなります。

本資料は、令和8年度は変更する可能性があります。





# 東濃各市の幼稚園・こども園、小・中・義務教育学校の連絡先

## 【幼稚園・こども園】

No.	幼稚園・こども園名	電話番号	電子メール
1	1 養正小学校附属幼稚園	0572-22-2066	y-yosei@city.tajimi.lg.jp
2	2 昭和小学校附属幼稚園	0572-22-8652	y-showa@city.tajimi.lg.jp
3	3 精華小学校附属愛児幼稚園	0572-22-0652	y-seikaaiji@city.tajimi.lg.jp
4	4 笠原こども園	0572-43-3052	ko-kasahara@city.tajimi.lg.jp
5	5 旭ヶ丘こども園	0572-27-4526	ko-asahigaoka@city.tajimi.lg.jp
6	1 土岐津小学校附属幼稚園	0572-54-3520	tokitsu-yo@city.toki.lg.jp
7	2 泉小学校附属幼稚園	0572-55-3449	izumi-yo@city.toki.lg.jp
8	3 泉西小学校附属幼稚園	0572-55-5727	izuminishi-yo@city.toki.lg.jp
9	4 濃南こども園	0572-52-2101	nounan-ho@city.toki.lg.jp
10	5 西部こども園	0572-57-2520	seibu-ko@city.toki.lg.jp
11	6 泉こども園	0572-54-7752	izumi-ho@city.toki.lg.jp
12	1 瑞浪こども園	0572-68-2003	mizunami-yo@city.mizunami.lg.jp
13	2 稲津こども園	0572-68-3400	inatu-yo@city.mizunami.lg.jp
14	3 桔梗こども園	0572-68-2323	kikyo-ho@city.mizunami.lg.jp
15	4 陶こども園	0572-65-2053	sue-ho@city.mizunami.lg.jp
16	5 竜吟こども園	0572-63-2056	ryugin-ho@city.mizunami.lg.jp
17	6 日吉こども園	0572-69-2123	hiyoshi-ho@city.mizunami.lg.jp
18	7 みどりこども園	0572-68-2632	midori-ho@city.mizunami.lg.jp
19	8 一色こども園	0572-67-1817	isiki-ho@city.mizunami.lg.jp
20	1 大井こども園	0573-26-6913	ooi-k@city.ena.lg.jp
21	2 おさしま二葉こども園	0573-25-2265	osashima@keihou.ed.jp
22	3 やまびここども園	0573-26-6886	yamabiko-k@city.ena.lg.jp
23	4 東野こども園	0573-26-6914	higashino-k@city.ena.lg.jp
24	5 みさとこども園	0573-26-6915	misato-k@city.ena.lg.jp
25	6 武並こども園	0573-26-6887	takenami-k@city.ena.lg.jp
26	7 中野方こども園	0573-26-6888	nakanohou-k@city.ena.lg.jp
27	8 飯地こども園	0573-26-6889	ijji-k@city.ena.lg.jp
28	9 山岡こども園	0573-26-6890	yamaoka-k@city.ena.lg.jp
29	10 明智こども園	0573-26-6891	akechi-k@city.ena.lg.jp
30	11 串原こども園	0573-26-6892	kushihara-k@city.ena.lg.jp
31	12 上矢作こども園	0573-26-6893	kamiyahagi-k@city.ena.lg.jp
32	13 城ヶ丘こども園	0573-25-2539	ogisu@jougaoka.enat.jp
33	14 岩村こども園	0573-43-2209	iwamura@keihou.ed.jp
34	1 中津川幼稚園	0573-66-1310	nakatsukg@city.nakatsugawa.gifu.jp
35	2 坂本こども園	0573-68-4615	sakamoto-ko@city.nakatsugawa.gifu.jp
36	3 落合神坂こども園	0573-69-3527	otiai-ko@city.nakatsugawa.gifu.jp
37	4 山口こども園	0573-75-2505	yamaguchi-ko@city.nakatsugawa.gifu.jp
38	5 阿木こども園	0573-63-2341	agi-ko@city.nakatsugawa.gifu.jp
39	6 やさかこども園	0573-75-2167	yasaka-ko@city.nakatsugawa.gifu.jp
40	7 加子母こども園	0573-79-2039	kashimo-ko@city.nakatsugawa.gifu.jp
41	8 蛭川こども園	0573-45-2611	hirukawa-ko@city.nakatsugawa.gifu.jp
42	9 福岡こども園	0573-72-2062	fukuoka-ko@city.nakatsugawa.gifu.jp

## 【小学校】

No.	小学校名	電話番号	電子メール
1	1 多治見市立養正小学校	0572-22-3181	c31101@mx.gifu-net.ed.jp
2	2 多治見市立精華小学校	0572-22-3275	c31102@mx.gifu-net.ed.jp
3	3 多治見市立共栄小学校	0572-22-0833	c31103@mx.gifu-net.ed.jp
4	4 多治見市立昭和小学校	0572-22-3191	c31104@mx.gifu-net.ed.jp
5	5 多治見市立小泉小学校	0572-27-2624	c31105@mx.gifu-net.ed.jp
6	6 多治見市立池田小学校	0572-22-0883	c31106@mx.gifu-net.ed.jp
7	7 多治見市立市之倉小学校	0572-22-3702	c31107@mx.gifu-net.ed.jp
8	8 多治見市立滝呂小学校	0572-22-0657	c31108@mx.gifu-net.ed.jp
9	9 多治見市立南姫小学校	0572-27-6078	c31109@mx.gifu-net.ed.jp
10	10 多治見市立根本小学校	0572-27-4646	c31110@mx.gifu-net.ed.jp
11	11 多治見市立北栄小学校	0572-27-8400	c31111@mx.gifu-net.ed.jp
12	12 多治見市立脇之島小学校	0572-24-1281	c31112@mx.gifu-net.ed.jp
13	1 土岐市立土岐津小学校	0572-54-2291	tokitsusho@city.toki.lg.jp
14	2 土岐市立下石小学校	0572-57-8145	oroshisho@city.toki.lg.jp
15	3 土岐市立妻木小学校	0572-57-8208	tumagisho@city.toki.lg.jp
16	4 土岐市立濃南小学校	0572-52-1020	nounansho@city.toki.lg.jp
17	5 土岐市立駄知小学校	0572-59-3148	dachisho@city.toki.lg.jp
18	6 土岐市立肥田小学校	0572-54-5165	hidasho@city.toki.lg.jp
19	7 土岐市立泉小学校	0572-54-2195	izumisho@city.toki.lg.jp
20	8 土岐市立泉西小学校	0572-55-1681	izuminishisho@city.toki.lg.jp
21	1 瑞浪市立瑞浪小学校	0572-68-4535	zuisho@city.mizunami.lg.jp
22	2 瑞浪市立土岐小学校	0572-68-4185	tokisho@city.mizunami.lg.jp
23	3 瑞浪市立陶小学校	0572-65-2029	suesho@city.mizunami.lg.jp
24	4 瑞浪市立稲津小学校	0572-68-3204	inatusho@city.mizunami.lg.jp
25	5 瑞浪市立明世小学校	0572-68-2807	akiyosho@city.mizunami.lg.jp
26	6 瑞浪市立日吉小学校	0572-69-2009	nitisho@city.mizunami.lg.jp
27	7 瑞浪市立釜戸小学校	0572-63-2004	kamasho@city.mizunami.lg.jp
28	1 恵那市立中野方小学校	0573-26-6870	nakanohou-e@ena-gif.ed.jp
29	2 恵那市立恵那北小学校	0573-26-6871	enakita-e@ena-gif.ed.jp
30	3 恵那市立飯地小学校	0573-26-6872	iiiji-e@ena-gif.ed.jp
31	4 恵那市立武並小学校	0573-26-6873	takenami-e@ena-gif.ed.jp
32	5 恵那市立長島小学校	0573-26-6908	osashima-e@ena-gif.ed.jp
33	6 恵那市立大井小学校	0573-26-6909	ooi-e@ena-gif.ed.jp
34	7 恵那市立東野小学校	0573-26-6910	higashino-e@ena-gif.ed.jp
35	8 恵那市立大井第二小学校	0573-26-2306	ooi2-e@ena-gif.ed.jp
36	9 恵那市立三郷小学校	0573-26-6874	misato-e@ena-gif.ed.jp
37	10 恵那市立岩邑小学校	0573-26-6875	iwamura-e@ena-gif.ed.jp
38	11 恵那市立山岡小学校	0573-26-6876	yamaoka-e@ena-gif.ed.jp
39	12 恵那市立明智小学校	0573-26-6877	akechi-e@ena-gif.ed.jp
40	13 恵那市立串原小学校	0573-26-6878	kushihara-e@ena-gif.ed.jp
41	14 恵那市立上矢作小学校	0573-26-6879	kamiyahagi-e@ena-gif.ed.jp
42	1 中津川市立南小学校	0573-66-1369	minamies@school.city.nakatsugawa.gifu.jp
43	2 中津川市立東小学校	0573-66-1336	higasies@school.city.nakatsugawa.gifu.jp
44	3 中津川市立西小学校	0573-66-1355	nishies@school.city.nakatsugawa.gifu.jp
45	4 中津川市立苗木小学校	0573-66-1304	naegies@school.city.nakatsugawa.gifu.jp
46	5 中津川市立坂本小学校	0573-68-2020	sakaes@school.city.nakatsugawa.gifu.jp
47	6 中津川市立落合小学校	0573-69-4112	ochiaies@school.city.nakatsugawa.gifu.jp
48	7 中津川市立阿木小学校	0573-63-2234	agies@school.city.nakatsugawa.gifu.jp
49	8 中津川市立山口小学校	0573-75-2161	yamaguchies@school.city.nakatsugawa.gifu.jp
50	9 中津川市立坂下小学校	0573-75-2165	sakashitaes@school.city.nakatsugawa.gifu.jp
51	10 中津川市立川上小学校	0573-74-2313	kawauees@school.city.nakatsugawa.gifu.jp
52	11 中津川市立加子母小学校	0573-79-2125	kashimoes@school.city.nakatsugawa.gifu.jp
53	12 中津川市立付知北小学校	0573-82-3029	tsukechikitaes@school.city.nakatsugawa.gifu.jp
54	13 中津川市立付知南小学校	0573-82-3073	tsukechiminamies@school.city.nakatsugawa.gifu.jp
55	14 中津川市立福岡小学校	0573-72-2004	fukuokaes@school.city.nakatsugawa.gifu.jp
56	15 中津川市立蛭川小学校	0573-45-2009	hirukawaes@school.city.nakatsugawa.gifu.jp

## 【中学校】

No.	中学校名	電話番号	電子メール
1	1 多治見市立陶都中学校	0572-22-4127	c41101@mx.gifu-net.ed.jp
2	2 多治見市立多治見中学校	0572-22-3327	c41102@mx.gifu-net.ed.jp
3	3 多治見市立平和中学校	0572-22-7265	c41103@mx.gifu-net.ed.jp
4	4 多治見市立小泉中学校	0572-27-2620	c41104@mx.gifu-net.ed.jp
5	5 多治見市立南ヶ丘中学校	0572-22-4195	c41105@mx.gifu-net.ed.jp
6	6 多治見市立北陵中学校	0572-27-6068	c41106@mx.gifu-net.ed.jp
7	7 多治見市立南姫中学校	0572-29-2256	c41107@mx.gifu-net.ed.jp
8	1 土岐市立土岐津中学校	0572-54-5185	tokitsuchu@city.toki.lg.jp
9	2 土岐市立西陵中学校	0572-57-7195	seiryochu@city.toki.lg.jp
10	3 土岐市立濃南中学校	0572-52-2160	nounansho@city.toki.lg.jp
11	4 土岐市立駄知中学校	0572-59-3141	dachichu@city.toki.lg.jp
12	5 土岐市立肥田中学校	0572-55-2539	hidachu@city.toki.lg.jp
13	6 土岐市立泉中学校	0572-54-2295	izumichu@city.toki.lg.jp
14	1 瑞浪市立瑞浪中学校	0572-68-4195	zuichu@city.mizunami.lg.jp
15	2 瑞浪市立瑞浪南中学校	0572-68-3239	minamichu@city.mizunami.lg.jp
16	3 瑞浪市立瑞浪北中学校	0572-68-4191	kitachu@city.mizunami.lg.jp
17	1 恵那市立恵那西中学校	0573-26-6911	enanishi-j@ena-gif.ed.jp
18	2 恵那市立恵那東中学校	0573-26-6912	enahigashi-j@ena-gif.ed.jp
19	3 恵那市立恵那北中学校	0573-26-6880	enakita-j@ena-gif.ed.jp
20	4 恵那市立恵那南中学校	0573-26-6882	enaminami-j@ena-gif.ed.jp
21	1 中津川市立第一中学校	0573-66-1534	daiitijh@school.city.nakatsugawa.gifu.jp
22	2 中津川市立第二中学校	0573-66-1245	dainijh@school.city.nakatsugawa.gifu.jp
23	3 中津川市立苗木中学校	0573-65-3387	naegijh@school.city.nakatsugawa.gifu.jp
24	4 中津川市立坂本中学校	0573-68-2021	sakajh@school.city.nakatsugawa.gifu.jp
25	5 中津川市立落合中学校	0573-69-3206	ochiaijh@school.city.nakatsugawa.gifu.jp
26	6 中津川市立阿木中学校	0573-63-2024	agijh@school.city.nakatsugawa.gifu.jp
27	7 中津川市立坂下中学校	0573-75-2164	sakashitajh@school.city.nakatsugawa.gifu.jp
28	8 中津川市立加子母中学校	0573-79-3019	kashimojh@school.city.nakatsugawa.gifu.jp
29	9 中津川市立付知中学校	0573-82-3054	tsukechijh@school.city.nakatsugawa.gifu.jp
30	10 中津川市立福岡中学校	0573-72-2006	fukuokajh@school.city.nakatsugawa.gifu.jp
31	11 中津川市立蛭川中学校	0573-45-2011	hirukawajh@school.city.nakatsugawa.gifu.jp

## 【義務教育学校】

No.	義務教育学校名	電話番号	電子メール
1	1 多治見市立笠原小中学校	0572-43-3541	c46131@mx.gifu-net.ed.jp